

## 埼玉県公的病院協議会補助金交付要綱

平成15年10月 9日 医第2713号

一部改正

平成17年10月19日 医第798号

一部改正

平成18年11月28日 医第1055号

一部改正

平成20年 6月20日 医第602号

一部改正

平成31年 4月 1日 医第456号

一部改正

令和 3年 4月 1日 医第645号

(趣旨)

- 第1条 県は、埼玉県公的病院協議会の活動を促進し、健康福祉行政の推進を図るため、当該団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

- 第2条 補助の対象となる経費は、埼玉県公的病院協議会の事業及び運営に要する経費とする。

(補助額)

- 第3条 前条の経費に対する補助額は100,000円とする。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。

(交付申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

- 第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
- (1) 歳入歳出予算書
  - (2) その他参考資料

(交付の条件)

- 第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微

な変更を除く。) をする場合においては、知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においてはすみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号によりすみやかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 団体の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までとする。

(添付書類)

第10条 前条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業にかかる歳入歳出決算(見込)書
- (2) その他参考資料

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、

かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。  
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年10月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年 6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。